

# Study on Formation of Citizen Based Activities in Taiwan - Support for Housing in Earthquake Rehabilitation -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-10-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 薬袋, 奈美子, MINAI, Namiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10098/2539">http://hdl.handle.net/10098/2539</a>

# 台湾における市民活動基盤形成に関する研究

## －震災の住宅復興での NPO の活動より－

Study on Formation of Citizen Based Activities in Taiwan

-Support for Housing in Earthquake Rehabilitation-

薬袋奈美子\*  
(福井大学工学部建築建設工学科)

### 1. 研究の背景と目的

#### 1) 台湾における民主化と NPO 的活動の制度上の位置づけ

台湾では、1987年までの38年間という長期にわたり戒厳令が敷かれている状態にあったため、市民主体の活動・団体といったものは、抑制されてきた。しかしその後民主化は政府サイドからも、そして市民の中からも進めようという動きが展開され、それに伴い市民主体の諸々の活動が活発化した<sup>1</sup>。NPO（非営利団体）、NGO（非政府組織）に類似したものは特に増えている。台湾にNPOという法人格の制度は無いが、市民活動団体の法的な登録は、民法上に定められる財団法人の中の公益財団法人として「基金会」という形で財団法人として存在するもの、社団法人の中で「社会团体」と指定されるもの、そしてそういった法的な登録を行わないような団体も数多く存在する。

基金会として登録されるものは、その趣旨ごとに主務官庁が異なる<sup>2</sup>が、教育文化の公益事業及び教育部の業務範囲のことを対象とした基金会が非常に多い<sup>3</sup>。この背景には、民主化の動きの中で、「自分たちの独自性を敢えて強調することで、力をつけようとしていた傾向があることと関連し、地域の文化を発見し、発展させようという活動が多かった。震災復興のプロセスにおいても、このような活動団体が地域で基盤を築いていたことは、非常に大きな力となった地区もあるが、この点については別稿に譲る。

また社団法人には公司法に定められる団体と営利団体と、人民團體法に定められる非営利の団体がある。人民團體法には、政治団体（政党）、職業団体（労働組合等）及び社会団体の3種類が規定され、日本でNPOと称するような市民活動は、社会团体が該当する。更に社会团体は文化、医療、宗教等の団体もあるが、特に慈善のための団体に日本で言うNPO的組織が含まれる。

#### 2) まちづくりに携わる団体の基盤

一般にまちづくりに携わる方法については、大きく2種類に別れる。実際にコミュニティの中で、具体的な事業や活動を動かしていくタイプのもの、そのような活動をバックアップするようなものがある。台湾においても同様な活動領域の分類が見られ<sup>4</sup>、次第に市民主体型の活動の層が厚くなってきている。1999年に起きた震災は、その活動領域の層を一層厚くすることになった。

前者については、地域単位での活動を実現している地区ごとの活動（地縁的活動型）と、ある程度の領域の中での特定テーマに基づいた活動（テーマコミュニティ型）といったものが見られる。被災地における応急対応において、地域の実情を知る組織として活躍したばかりでなく、復興プロセスにおいて、住民をまとめるための一つのチャンネルとして大きく貢献したのものもある。特定テーマに基づいた活動では、災害における弱者の立場が損なわれないようにするための重要な位置づけにもなっていた。

これらの活動をサポートするような後者の団体の発展も見られた。資金的なサポートをする団体、

(keywords: 市民活動、NPO、震災、住宅復興)

-----  
\*Namiko Y. MINAI, Department of Architecture and Civil Engineering, Faculty of Engineering, Fukui University

<sup>1</sup> 寺尾忠能、第13章－抑圧の対象から「台湾化」の担い手へ、アジアの国家とNGO、明石書店、2001.9

<sup>2</sup> 教育部、内政部、行政院衛生署、經濟部、行政院環境保護署、行政院大陸委員会、交通部、行政院農業委員会、法務部、財政部、行政院勞工委員会、行政院新聞局、行政院原子能委員会

<sup>3</sup> J. Y. Feng (1999)論文によると、登録団体 839 団体中、教育部に登録されるのは 587 団と、約 7 割を占める。

<sup>4</sup> p336、寺尾忠能、第13章－抑圧の対象から「台湾化」の担い手へ、アジアの国家とNGO、明石書店、2001.9

専門的な知識を提供する団体、市民の声・地域に根ざした活動団体の声を活かした施策提言を行うような団体など、その活動範囲は多岐にわたる。これらを本稿では基盤型NPOとする。市民型社会として成熟するためには、これらの団体の層が充実することが非常に重要である。

### 3) 研究の目的

本研究では1999年9月21日に台中およびその周辺部に被害をもたらした大震災を市民主体型まちづくり実現への大きな一歩として捉え、実際の復興支援活動の中で、どのような必要要素が実現したのかを明確にすることを目的とする。特に基盤型NPOで、住宅復興の支援に携わった3団体を取りあげ、その活動方法の特性を考察する。

## 2. 全国民間災後重建連盟（全盟）

### 1) 設立の経緯

特に台湾では、何か大きな問題が発生すると、お互いに寄付を出すことが積極的に行われると言う<sup>5</sup>。それは、近親者・知人への支援は勿論であるが、宗教団体や行政といったところへも、熱心に市民からの支援が出される。今回の震災においても震災直後「全民捐款運動」として多くのお金や物資が動いたにもかかわらず、それらをどのようにして被災者のもとに届ければ良いのかという点で、多くの混乱が見られたことがある。台湾において集まった義捐金の内容は、図1のようになる。

被災自治体への直接の寄付も見られるが、諸々の民間団体に寄せられたもの及び台湾政府の設立した九二一震災重建基金会に寄せられた額が非常に大きい。各々が4割前後を占める。民間団体は多数あり、一つ一つの団体に多額の義捐金が送られるわけではないが、九二一震災重建基金会は、台湾政府に対して送られた義捐金が貯められたものである。義捐金をどのように効率的に使うのか、ということが市民として議論された経験が十分になく、また市民もお金をさえだせば、支援をしたという自己満足感・安心感を得られるが、その後どのようにそれらが使われるのかという点については関心が無く、十分な検証が行われる体制ができていない。義捐金の使途や受益者は、各団体毎の考え方に強く左右されることが多く、特定の人々が支援の枠から排除される状況が生まれているという。

このような状況に危機感を抱いた有志で始められたのが、全国民間災後重建連盟（以下 全盟）である。震災直後の10月2日に結成された組織で、震災後の混乱などで十分に監督官庁などが多額の義捐金の動きを追いきれない中、アカウンタビリティの重要性などを訴え、以下のようなことを目的として結成された<sup>6</sup>。

- ①資源の整合ある使用を積極的に進め、無駄な浪費を避ける。
- ②再建活動が、有効的に、または持続的に行われることを目指す。
- ③支援金の流れと運用の監督を行う。
- ④各再建段階での法律と方向性（施策）についての助言を行う。

監督の方法としては、全盟の作成したフォーマットに従って自主的な申告を求め、それらの申告内容を開示することを重ねてきた。組織は、従来から市民活動などに携わってきた研究者らが中心となり、会計士のネットワーク組織、消費者団体など<sup>7</sup>に監督委員会としての協力を得ながら行われた。自主的に当会のフォーマットにのっ

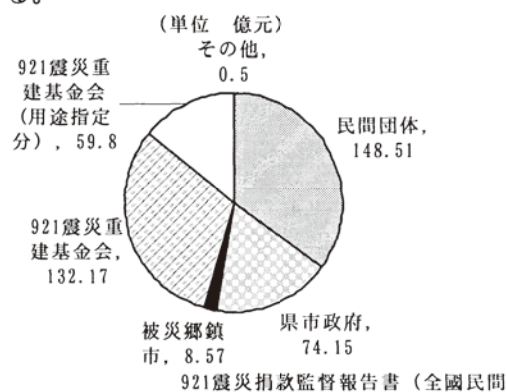


図1 義捐金の内訳

<sup>5</sup> 2000年9月19日に実施した馮燕ヒアリングより。

<sup>6</sup> p 2、謝國興・馮燕、2000.7.25、921震災捐款監督報告書、全国民間災後重建聯盟、

<sup>7</sup> 消費者文教基金會、聯合勸募協會、台灣省會計師公會、台北市會計師公會、中華民國律師公會全國聯合會、台北律師公會が義捐金の監督委員会として支援した。

とった会計報告を様々な方法で可能な限りの団体に依頼した。報告の無い団体については個別に問い合わせたり、また会計士を派遣し、報告書を作成するといったことも行い台湾における義捐金の流れの把握を可能とした。

このような考え方・活動は、国際化が進み、また様々な支援の方法が広がりつつある現在、支援金の不透明な使い方があることにより失われる国際的な面からの信頼を得られる体制を整えておくことが重要である。より多くの人が、どのような支援が行われているのか、自分の出すお金が何に使われるのかといったことを考えることができる体制を整えることは、より多くの人が「どのような支援が行われ、また求められているのか」といったことに関心を持つ糸口となり、そのような関心が、より幅広い多様な層への支援となるのである。

## 2) 情報発信基地としての役割

全盟では、義捐金の監督以外にも義捐金の監督を通して集まる様々な情報を収集・発信するような活動も行った。具体的には、被災者に向けた生活再建のための Q & A 集の発行という情報発信、逆に諸々の支援・施策に活用されるよう被災者の現状をアンケート調査の実施・発表も行い被災者の現状を客観的数値データとして提供した。行政の出す情報は、必ずしも市民にとってわかりやすいものではないことが多い。その点を補うための積極的情報提供である。

また一方で被災者の情報提供を行うことは、多くの支援団体、また行政にとっても重要な情報源となる。被災者の経済状況、地震に対する恐怖の気持ちなどがどの程度であるのか、再建はどの程度進んでいるのかといった点も随時聞いている。

また義捐金の監督をする中から見られた問題点などから新たな義捐金に関する法案を提示した。これは当初掲げた施策への助言の一つである。

## 3) 全盟の終息

全盟は 2001 年には次第にその役割を終えている。義捐金の動きは一段落され、その動きを監視するという役割は必要なくなった。そして 2000 年 6 月以降は、この会での経験をかわれた中心メンバーが、次章で述べる 9 2 1 基金会の改組後のメンバーとして活躍している。

## 3. 都市更新研究発展基金会

### 1) 設立の背景

都市更新事業（再開発事業）の方法を台湾の中で検討するために 1998 年 3 月に設けられた組織である。当初政府資金と民間資金とを半分ずつ出し設立する予定であったが、現行法の中ではそのような組織の位置づけがなかったために、関係者から 120 万元程度ずつ集め、1000 万元を資本金としてスタートした組織である。設立の目的として以下の点が挙げられている。

- ①民間会社の効率的仕事のやり方を利用し、国有地の管理機関に協力し、国有地の友好的運用を促進する。
- ②政府と民間の都市更新事業方面の架け橋となり、民間の歳更新事業を推進し、公共の福祉の増進によって国際的な競争力を強化する。

民間の資金による団体ではあるが、台湾政府のなすべき業務を負うような面も見られる。都市更新事業が今後台湾の諸都市で展開することを見越して、その手法を研究するという段階で設立されたものであったが、その設立翌年に今回の大震災が発生した。そのため本基金会では集合住宅の再建という面にも力を入れて、その解決の方策を探ると同時に、現場での支援も行っている。

### 2) 九二一震災重建基金会との連携

震災後、集合住宅の都市更新について、九二一震災重建基金会と連携しながら、その支援策の有用性について検討を行ってきている。技術的な面を含めて基金会への相談役として、積極的なパートナーシップを築いている。

#### 4. 九二一震災重建基金會

##### 1) 基金會の創設と民間化

台湾政府に集まった義捐金を管理・運用する団体として「九二一震災重建基金會」（以下「九二一基金會」）が行政院の管轄のもとに設立された。今回の被災において集まったとされている台湾全土での義捐金は 375 億元程度<sup>2)</sup>と言われるが、九二一基金會には 200 億元以上が集まった。そのうち約 60 億元が学校の再建として用途の指定されたものであり、実質的には実質義捐金は、合計で 127 億元（利息を除く）が集まっており、全体の 4 割以上がこの基金會に集まった。

このような義捐金は行政院が復旧・復興のための予算として活用してきた。そのため当初行政院に管理されていた基金であるが、2000 年 3 月に陳水扁が総統となり、民進党による改革が進む中、本基金會も 2000 年 6 月 19 日以降、より独立した基金會へと改組した。

改組前には約半数を行政職員が占めていたが、現在では全て民間人が行うことで、基金會の独立性を高め、行政とは異なる視点からの支援が行えるようになったと言う。改組により行政のできない事業、特に個人の住宅復興に力を入れている。また組織自体についても、透明性ある組織を保ち情報開示に努めているという<sup>8)</sup>。

##### (2) 支援対象事業の整理

2002 年 3 月までに、提供された支援プログラムを表に整理した。

対象となるプロジェクトは、生活再建の基盤となるような、社会サービスをサポートするもの、地区の基盤整備に係わるもの、住宅再建にかかわるもの、そして今後への防災にかかわるものに整理した。

社会サービス向上では「九二一災後生活与社區重建 123 強力專案第二梯次・第一梯次」（生活支援）、行政の手の届かない生活を支える支援を続けている。中には行政が家庭支援センターとして従来委託していた業務について、この組織から引き続き支援を受けて活動を行うといった事例もみられる。これは福祉的な側面が強く、多様な人の生活する社会において、様々な立場からの要求を理解するために必要となる。

家庭支援センターは、市民生活を多角的に支える可能性を持つ場であり、ここへの支援の充実がはかられることは、市民のニーズを知るという面からも重要であろう。既存の地域のネットワーク組織を利用した支援の体制の充実の一つである。

地区の基盤整備についても、行政院時代からの引き続いたものが中心である。これは審査復興の初期段階において、被災地区の諸々の段階の計画を策定する急務にあたり、この基金會の資金が活用されたものである。しかし、改組の時点では、計画策定のための支援は終わっており、復興支援の一つのステップは修了していたものと捕らえられる。

住宅再建は、計画・融資・事業実施に対してと、様々な角度から行われて

表 「九二一基金會」の支援事業と内容分類

	調査・計画関連	保証・(整) 融資等	事業実施費用
社会サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>*災區及社區生活整體照顧重建計畫</li> <li>*補助九二一震災組合屋自來水管線要水計畫</li> <li>*受災社会福利機構重建計畫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*鼓勵失依兒童少年成立信託基金以保護其財產險生活案全案</li> <li>*災區受災保險對象公・勞・農・全民健康保險自願保險費補助計畫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*九二一震災災區年節溫情系列活動</li> <li>*九二一震災組合屋臨時社區行政管理經費補助專案</li> <li>弱勢族群因遷徙地區921溫巴士補助專案</li> <li>*九二一震災重建區桃芝台風災害救助及安置專案</li> </ul>
地区再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>*補助災區辦理社區重建調查劃費計畫</li> <li>預撥地方特殊性及急迫性計畫補助專款</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>九二一震災重建區山區道路丹 土意志清除機具(經費)補助專案</li> <li>九二一震災重建區 辦理災後橋梁復建工程補助專案</li> <li>九二一災後生活与社區重建123強力專案第二梯次・第一梯次</li> <li>補助九二一震災受災國中 小學校優良圖書專案</li> </ul>
復興関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合住宅</li> <li>個人住宅再建</li> <li>戸建住宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>築巢專案——臨門方案</li> <li>提撥專款事理震災災民重建家園信用貸款保證業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>築巢專案——協助受捐集合式住宅擬定修繕補強計畫方案</li> <li>築巢專案——協助受捐集合式住宅更新重建方案</li> <li>築巢專案——九二一家屋再造方案</li> <li>*築巢專案——補助家屋重建規劃設計費(補助受災地區個別建築物劃費設計費用計畫)</li> <li>築巢專案——補助受捐集合式住宅辦理修繕補強專案</li> </ul>
公的な住宅再建	<ul style="list-style-type: none"> <li>*補助原住民聚落重建調查規劃費用計畫</li> <li>*災區原住民老人既身心障礙者居家服務暨營養餐飲服務五年計畫</li> <li>*補助農村聚落重建調查規劃計畫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>築巢專案——九二一災區333融資造屋方案</li> </ul>	
防災			<ul style="list-style-type: none"> <li>*製作及發行「向大地震學習」錄影帶</li> <li>補助民間救難團隊裝備器材暨組訓專案</li> </ul>

\*印は、2002年3月時点で、既に終了している事業  
太字は2000年6月改組以降に決定された事業

<sup>8)</sup> 2000 年 1 月 4 日九二一震災重建基金會におけるヒアリング調査より。

いる点が評価できる。また、事業実施の中に個別の家屋の設計費用は含まれている。住宅に対する支援メニューは充実しており、この点では活動目標として掲げている点に相違は無いと言えよう。個別の住宅再建支援ばかりでなく、集合住宅への支援策も複数用意され、建て替え、また修繕といったものに対応している。

表の最下段は、防災関連の活動支援である。啓発ビデオの作成ばかりでなく、救援器材の整備への支援が行われている。民間の救援活動団体への支援も含まれるが、消防署等による救援のための器材がもらえる。消防署の「睦隣計画」による規定の訓練等を受けた者が申請者となる。民間の防災活動も含めた柔軟な対応とはなっているものの、基本的には行政で行うべき事業を補完するような形態となっている。

当初行政が管理する基金会であったこともあり、行政が行うような幅広い支援が行われてきている。特に社会サービスに類される内容については、その多くが2000年6月の改組までに行われたものであり、現在は行われていない。「九二一基金会」では、再編後、行政では行いにくい復興支援を目標にしてはいるが、新たに橋梁再建への支援を行うなど、行政事業の財政的補完という役割も担っている。しかし全体として支援メニューについて、改組後は、個別の住宅再建を中心とした支援に切り替えられているといえる。

### 3) 支援対象段階の整理

支援対象段階については、大きく調査・計画についての費用、再建事業実施のための費用、そして融資を受けるための費用に分類される。

地区の整備等について、調査・企画するタイプの支援が一定数見られる。これらの多くは、震災発生後から、2001年6月の改組以前に行われている支援である。震災直後の問題の所在・実態の掴めない状態で必要とされていた支援から、より具体的な一人一人へのサポートへと転換したといえよう。一方事業実施段階の支援については、改組後に積極的に取り組んでいる。住宅の再建を改組後の大きな目標としていることもあり、これらの支援は現在は行われていない。

金融機関的な役割をも担う。「築巢專案—九二一災區 333 融資造屋方案」では、市区町村レベルの自治体が公的住宅（建設後分譲する）の土地購入及び建設金融融資である。住宅復興が進まない理由として民有地の土地権利の複雑さや合意形成の難しさがあった。このような問題がある土地を買い上げ再販売する方法、また新しい住宅団地の開発の必要な場合に、自治体が独自に土地の調整手続き、住宅開発を行うための金融融資である。

これらの支援段階についても、調査・計画といったものについては、2000年6月の改組前に実施されているが、実質的な事業への支援については、改組後に取り組み始めており、住宅再建の推進に寄与している。

### 4) 住宅支援の対象別概要

#### ①集合住宅の再建及び修復・補強

集合住宅への再建は、台湾では殆ど経験の無い分野であり、試行錯誤で再建の道を模索している。試行錯誤段階であるが故に、行政も施策として道筋をつけるのに時間がかかっており、「九二一基金会」のような独立しており、かつ資金規模の大きな組織に期待される。「九二一基金会」では、財団法人「都市更新發展基金会」等の現場の状況をよく理解する専門家と連携をとりながら、復興に結びつく支援策の模索を行っている。

集合住宅再建の計画は、既述の金融機関的役割での支援に加えて、再建計画、修繕補強計画についての、計画策定及び実施段階における助成金を提供している。個別の住宅再建への支援が、公的機関により難しいものを、「九二一基金会」として担っている。

再建に関する法に基づいて建て替えを行う場合には、必要な事務作業などに対して助成金を出す。それは再建を行う住民団体だけでなく、そこに携わる専門家・組織に対しても行われる。この助成金には二段階の支払い時期が設けられている。第一期として更新会の審査成立時点で、県

(市) 政府発給の審査書及び申請審査許可の関連書類コピーによって、助成基準による業務費用助成金の40%が支払われる。そして第二期には、建築許可取得時点で、建築許可及び許可申請関連書類のコピーによって、助成基準による業務費用助成金の60%が支払われる。つまり二段階に分けて支払うことで、確実に事業が進むことを期待すると同時に、関係者に無用の負担をかけない工夫となっている。

このような考え方は「法によって定められた更新順序の支払時期に配慮し」、「被災世帯・専門家及び政府に額外負担をさせないための方法」、と「申請後一週間以内に助成金を給付すべき作業効率」<sup>9</sup>をはかるということが、当基金会の報告書に記されている。

更に、このような支援がより充実されるために、集合住宅再建に際して必要な手続きや用意されている各種支援について整理した冊子を作成し、配布している。

また、損壊集合住宅修復補強計画立案協力方案では、台湾營建研究院を通じた支援を実現している。修繕や補強を行う被災集合住宅について、その必要を台湾營建研究院が認めた場合には、専門業者に対して計画立案業務に要した費用を助成する。これも二段階に分けて支払われ、居住者団体との契約が成立した時点で40%、そして計画策定後に残額が出される。

### ②戸建住宅の計画・建設

「築巢專案—補助家屋重建規劃設計費」は、基金会在、農村の住宅について、その設計費用を支援するものである。「築巢專案—家屋再造」では、農村で住宅を一軒建設するために必要な50万円を最高にして、必要に応じた支援を低所得者に対して行う。これらの事業では、居住者自身が専門家を見つけられればその専門家に依頼でき、専門家が見つけれなければ「九二一基金會」から専門家の紹介がされる。財政的な支援だけでなく、そこへ至るプロセスで必要とされる支援についても支援を行う体制を整えている。

「築巢專案—補助家屋重建規劃設計費」は内政部がこの財団を直接的に管理していたときを中心に行われていた支援方策として、被災住宅への設計・建設支援がある。これは中華民国建築師公会全国連合会との連携による事業である。連合会を通して各住宅における必要な設計費用への助成を行うものであり、建築士を通して申請され、各世帯に助成金が給付されるものである。

なおこの「補助家屋重建企劃設計費」は、2001年4月より、行政が同様の事業を提供し始めたので、基金会在としては行っていない。財団が行っている支援の成果は、行政によっても理解・踏襲されうると考えれば、様々な試みをこのような財団を通して行うことで、より柔軟な被災者支援策の策定への貴重なステップとなっている。

「築巢專案—家屋再造」では、低所得者を対象としているが、その判断は自治体での低所得者として認定されているかどうかを基準としている。そのため居住者が自治体に申請を出し、それを自治体が条件・資格に適合するかどうかを判断するし、それに基づいて、「九二一基金會」が建築費用の補助を出すか否かを決定する。つまり自治体の全面的な協力の姿勢がなければ実現しない支援事業である。しかし中小様々な自治体がある中で、自治体が協力的でない地域については、事務手続きを行うための支援をする団体に対して手続きを依頼している。

住宅の費用を出す際に、その担保性をとるために、住宅が半分以上出来上がった段階で、支払い、別の用途に使われことを避けている。実質的な生活の再建につながる支援をする方法を模索し続けている。支援金が必要な人の手に渡り、また目的とする方法に使われたのかという点は、いかに「援助するのか」という議論においては、常に話題となる点である。支援者へのアカウンタビリティの確保のためにも、誰にでも信頼されうる方法をとることが、災害時の一時的な支援が広がる一つの要素である。

### ③新規住宅の供給

築巢專案—九二一災區333融資造屋方案では、自治体が被災者に対して住宅を供給する際に、資金を無利子で貸し付ける制度をとっている。間接的な被災者への住宅支援と言えよう。「九二一

<sup>9</sup>謝志誠 編著、2001.11、九二一叢刊006 築巢專案系列 回家的路、財團法人九二一震災重建基金會、p18

基金會」内には、このような住宅供給は、被災した集合住宅の再建事業を妨げることになる可能性があるという理由で否定的な意見もある。しかし地域の実情に応じた優良なストックが供給される可能性があるという点では、今後の成果の検証を行うことが期待される分野である。

#### 4) 支援方法の特徴

##### ①他団体との連携

各住宅支援事業は、何らかの形で外部の専門機関との連携で実施している。

集合住宅の再建については、携わる専門家にも事業計画及び権利変換計画の立案に必要な諸経費を提供する。そしてこのような方法についての検討は、都市更新発展基金会の専門的な支援を受けて決定することができた。また補強・修復工事については、当該工事を行う専門業者が事務手続きを行い、その内容について台湾營建研究院（台湾政府の研究機関）の審査を経て、その可否が決定される。この支援事業の内容を検討したのも、台湾營建研究院である。また低所得者住宅の再建に際しては、各自治体の窓口を通して、所得の確認を含めた可否が示される。そして自治体が被災者に提供するための住宅を建設する際には、土地購入及び建設に対して、無利子融資を行うこととする。このような外部の団体に、専門的な知識を要する内容の判断を任せることにより、「九二一基金會」では、全体のマネージメントを中心として行うことが可能となっている。

##### ②費用負担者への直接支援

各住宅の支援事業においては、被災者をはじめとした関係者にとって負担とならないような迅速で柔軟な方法をとる一方で、確実に住宅再建のために費用が使われ、受け取るべき人が適切に費用を受け取ることができるような手続きをとっている。この背景には特に震災などの混乱期には受け取ったものを目的外にする被災者がいたり（家賃補助として受け取ったものを、他の生活費などに充てる）、受け取るべき人の手にまでお金が届かないという、被災者支援の現場での経験に基づいている。業者及び各被災世帯に明快に申請と支援金を分け、また住宅の建設プロセスの中でも着工時に一度支援金を渡し、残りは建設が確実に終わるであろうことを見てから渡す仕組みとしている。このような手続きを経ることにより、資金提供者へのアカウントビリティを高められていることとなる。このような努力が今後の被災者支援、ひいては市民活動への信頼の高まりを導くであろう。

#### 5. 住宅復興に関連した支援のありようと展開

##### 1) アカウタビリティの強調

アカウントビリティを高めるための工夫が支援を行う団体で見られた。全盟では、台湾全体での義捐金の流れを把握し公表することで、各団体への刺激となったと同時に、社会そして世界へ向けても義捐金を高めることの意義を示した。また「九二一基金會」では、二回に分けて支援金を支給し、被災者の立場を理解しながらも、支援したお金が確実に目的通り使われるための工夫を行っていた。

NPO のような社会団体が単なる一時的同情などによるボランティアで支えられるのではなく、社会の一セクターとして責任ある行動をとり、従来の行政、民間、そして個別の住民といったセクターでは担うことのできなかつた社会的な使命を達成させてゆくためには、賛同者（＝資金・労力等の資源提供者）に対するアカウントビリティの実現が重要である。

##### 2) 他セクターとの連携

全盟では、そもそも活動内容が、各義捐金を集めた団体にその用途について開示することへの協力を得ること事態が活動目的であり、それに対して協力を得ることができ、目的を達成することができた。さらにここでは会計士、法律家などの多くの専門家組織が協力することで、実態調査や内容の検証を行うことができ、社会的に理解と納得の得られる情報開示が実現した。

都市更新発展基金会では、現場で働く設計事務所や開発業者との連携は勿論のこと、「九二一



基金會」との連携により、予定外に早く直面した多数の崩壊した集合住宅への対応策を練ることができた。

そして921基金会では、内容毎に様々な団体と連携し、事業を実現させていた。低所得者の住宅再建支援では各被災自治体と、集合住宅の修復・補強・再建では担当設計業者と、また被災者への間接的な支援としての公的住宅建設における建設自治体への無利子融資、そして防災教育においては自主的な防災組織といったものである。

このような連携が存在することは、様々な専門家が活躍の場を広げるだけでなく、異なる専門家同士が「偶然知り合いよい仕事をする」のではなく、幅広い交流とそれに基づく市民のニーズへの対応が可能とろう。また同時に各団体が専門家を独自に抱え込み対応するのではなく、必要に応じた専門家と相談しながら柔軟に対応できる小規模な組織を維持することで、機敏で試行的な対応が可能となる。NPOが社会で活躍する一つの意義は、その活動内容の先駆性にある。行政ができないような斬新なアイデアと行動力、少数であっても困っている人々への柔軟な対応が可能とするための重要な要素である。

### 3) 行政施策への提案

長年の戒厳令の下では、市民の自由な活動は不可能であった。そして戒厳令が解かれ「上からの民主化」が進むと同時に、地域を見直し市民自身が力を発揮し始めた時に発生したのが1999年の震災であり、各地での自主的な活動が非常に活発になった。しかしそれだけでは、市民主体型の社会の実現に繋がるわけではなく、そこから出される声が行政施策に反映されるような実績が必要である。

今回の震災からの復興過程を通して市民のニーズを市民サイドから発信することが実現していた。全盟では実績に基づいて新たな義捐金の授受に関する法案を提示し、また九二一基金会では災害弱者にとって必要な支援を実施することで、その必要性と有効性を示し、行政施策に反映させることもできた。

アドボカシーにも繋がるこのような提案が行われていることは、今後の台湾でのNPO的セクターの充実と発展に大きな一歩となるであろう。

## 6. おわりに

日本でも1995年の阪神淡路大震災からの復興はNPO元年と言われ、トルコの1999年の大震災は海外からのNGOの活躍もあり、それまでになく市民からの組織が活躍をした。台湾においても、それまでに急成長をしていたNPO的セクターにとって、飛躍のときであった。コミュニティでの直接的な支援を行う組織とは別の、NPO基盤整備型の組織について今回はその活動内容の意義を整理した。アカウントビリティの実現、他セクターとの協働、そして施策提言の実現を伴った住宅復興支援が、複数の団体において見られた特徴であった。これらのいずれも市民社会を実現するためのNPO的セクターが活躍するために欠かせない要素である。

震災という災害を通して、市民社会化が加速し、なお一層幾つかのセクターが活動を展開することが予想される。これらの活動は震災復興プロセスにおいて、今後とるべき策を練るための参考ともなるがまたそれ以上に、東アジア地域での市民社会実現のための一助となる。

### 主要参考文献

- 1) 謝志誠 編著、2001.11、九二一叢刊006 築巢專案系列 回家的路、財團法人九二一震災重建基金會
- 2) 謝志誠 編著、2001.10、九二一叢刊007 生活重建系列 攜手走過、財團法人九二一震災重建基金會
- 3) 謝國興・馮燕、2000.7.25、921 震災捐款監督報告書、全國民間災後重建聯盟
- 4) 寺尾忠能、2001.9、第13章—抑圧の対象から「台湾化」の担い手へ、アジアの国家とNGO、明石書店
- 5) Joyce Yen Feng, Taiwan, Philanthropy and Law in Asia: A Comparative Study of the Nonprofit Legal Systems in Ten Asia Pacific Societies, Jossey-Bass Nonprofit and Public Management Series, John Wiley & Sons (Sd), 1999